

13. 受領遅滞

受領遅滞の効果が明文化された。

- ①債務者における目的物の保存義務の軽減
- ②増加費用の債権者負担
- ③危険の債権者への移転

14. 債権者代位権

(1) 要件、内容

- ①差押禁止債権を被代位債権にはできない旨が追加された。
- ②履行期が到来していない場合の「裁判上の代位」が廃止された。
- ③代位行使の範囲、直接の引渡請求権、第三債務者の抗弁が明文化された（423条の2・3・4）。

(2) 債務者の処分権限、第三債務者による履行

債権者が代位権を行使した場合でも、債務者による処分は制限されず、第三債務者の債務者に対する履行も制限されないことになった。

また、第三債務者が債務者に対し履行することも妨げられないことになった（423条の5）。

(3) 訴えによる債権者代位権の行使と訴訟告知

債権者代位訴訟を提起した債権者は、債務者に対し訴訟告知をしなければならなくなった（423条の6）。

(4) 債権者代位権の転用

登記または登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権の規定が設けられた（423条の7）が、その他の転用型については見送られた。

15. 詐害行為取消権

(1) 要件等